

工事検査ワンポイントアドバイス 「検査員の視点②」

工事検査通信 No.76

発行： R4年8月18日

出納局 工事検査課

今回は、前号に引き続き土木工事の検査において、工事の「(2) 品質」の確認を、どのような視点で行っているのかについてお話します。



はい。宜しくお願いします。

それでは「(2) 品質」の確認では、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して検査していきますが、品質の適否が判断できない場合は、最小限の破壊や非破壊検査により確認を行うこともあります。



なるほど、そうなんですね。では、その中でも特に注意することは何でしょうか？

はい。「(2) 品質」の検査では特に、その工事の「(2) 品質」を確認する試験の頻度について注意が必要です。
過去の検査で、最も誤りが多いのは現場密度試験の回数です。
例として、舗装工では施工規模と試験の頻度が比例していないところがあり、そこで試験の回数(試験孔数)の不足が発覚した事例があります。(共通仕様書土木工事編ⅡP344-P345 別紙資料①参照)



わかりました。現場監督時に注意するようにします。他の工事ではどうでしょうか？

そうですね。築堤盛土工の「(2) 品質」現場密度の測定では、工事の土量と堤体延長に応じた試験頻度のうち、頻度の高い方で実施することになっており、試験回数の誤りが発生しやすいところです。(共通仕様書土木工事編ⅡP370-P371 別紙資料②参照)
共通仕様書などをしっかり確認し施工計画書(施工管理計画)へ適切に反映されているのかチェックしておきましょう。



はい。注意して確認します。ちなみに、盛土量の少ない小規模工事でも、同じ試験の頻度が必要なののでしょうか？

災害復旧工事や築堤盛土で土量が小規模な場合の現場密度の測定などで、共通仕様書の管理基準によりがたい場合は、受注者と発注者の協議により測定頻度を管理することが必要となります。



わかりました。こちらについても施工計画段階から注意して管理します。

その他、コンクリート構造物の「（２）品質」についても、注意することがいくつかあります。



どんなことですか？

コンクリートの圧縮強度試験では、小規模工種で１工種当りの使用量が50m³未満の場合はJIS認定工場の品質証明書等のみとすることができますが、コンクリートの使用量が50m³未満の場合であっても、工種によっては「小規模工種」に該当しないものがあり、通常の試験の頻度で試験回数が必要ですので十分に注意が必要です。

（共通仕様書土木工事編ⅡP304-P305 別紙資料③参照）

その他、重要構造物の28日圧縮強度試験は公的試験機関において実施することとなっています。

また、コンクリート圧縮強度は推定式による強度の確認は認められていないので、28日強度の確認が困難な場合は、事前に受注者と発注者による協議が必要です。



はい。十分に注意します。

今回は「（２）品質」に関する注意点について話してきました。
竣工検査時に、検査員は「設計図書」に対して、「出来形」・「品質」の確認をしています。したがって「適否」の判断基準となる「設計図書」の確認が重要になります。



わかりました。どちらかというと積算に重点を置きがちですが、「設計図書」の内容も十分注意して確認します。

それから「設計図書」である「特記仕様書」の記載に「受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする」とあり、承諾したものも「設計図書」となります。（別紙資料④参照）

誤りのある内容を承諾した場合、発注者の責任になってしまうこともありますので、設計条件などに合致しているか十分確認してから承諾してください。



受注者から提出された「工事打合せ簿」の内容をきちんと確認しないで承諾してしまうと大変なことになることもあるのですね。十分注意します。ありがとうございました。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：唐井(からい)検査員



：浩二(こうじ)技師